

(要領第3条関係)

認可外保育施設指導監督全般の適用についての考え方

認可外保育施設指導要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき、指導監督全般の適用について定める。

1 指導監督の対象施設の考え方

認可外保育施設指導要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する認可外保育施設については、以下の施設等は除くものとする。

(1) 幼稚園における預かり保育

(2) 幼稚園以外の教育を目的とする施設で乳幼児を保育している実態はあるが、1日4時間、週5日、年間39週を超えない時間を施設で過ごし親と離れている場合。

なお、この場合であっても、プログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その状況に応じ、判断すべきである。

(3) この他、家政婦等、通常の業務において必ずしも乳幼児の預かりを行うものではない場合、担当する業務に乳幼児の預かりを含む可能性があることも考えられることから、初めて乳幼児の預かりを行う場合でその業務を実施する期間が半年を超えないときには、半年を限度として臨時に設置される施設に該当するものとする。

2 要綱第2条第2項に規定する届出対象外施設の考え方

届出対象外施設について、児童福祉法施行規則第49条の2第1項第1号に規定する「次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。」は、乳幼児には一時預かりの乳幼児を含める。また、1日に保育する乳幼児の数が5人以下である旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合は届出が必要である。

3 要綱第9条第3項に規定する改善勧告の考え方

改善勧告は、要綱第6条第3項に規定する認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）のいずれかに適合していない場合又は児童の福祉のため特に必要と認められる場合に行うことができるものとする。ただし、施設の設備及び運営を総合的に判断するものとする。

なお、指導基準の運用にあたっては、要領様式第1号の2の評価基準によるものとし、当該評価基準の各項目の適否で判断するものとする。

- (1) 要綱第 10 条第 1 項に規定する公表は、指導基準の第 1 から第 4 及び第 5 の 2 (1) に定める基準のいずれかに適合していない場合、指導基準第 5 から第 9 に定める基準 (第 5 の 2 (1) を除く。) に適合せず、かつ、児童の福祉に著しく有害である場合又は児童の福祉のため特に必要であると認められる場合に行うことができるものとする。
- (2) 要綱第 11 条第 1 項に規定する事業停止又は施設閉鎖命令は、公表を行う場合を準用するものとする。
- (3) 要綱第 12 条第 1 項に規定する緊急の必要があると認められる場合の改善指導を経ないで行う改善勧告は、公表を行う場合を準用するものとする。
- (4) 要綱第 12 条第 2 項に規定する緊急を要する場合の事業停止又は施設閉鎖命令は、施設の管理下において死亡事故等重大な事故等が生じたが、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていない場合に行うことができるものとする。

4 要綱別紙「認可外保育施設指導監督基準」の考え方

要綱第 6 条第 3 項に規定する別紙「認可外保育施設指導監督基準」に係る具体的な評価基準は要領様式第 1 号の 2 に示したが、当該評価基準の適用について次のとおり補足する。

- (1) 指導基準 3 (1) の消火用具は、消火器又は簡易消火用具 (水バケツ、水槽等) とする。
- (2) 指導基準 6 (1) (a) の煮沸消毒の目安は、熱湯 95℃以上 10 分以上浸漬、蒸気 100℃以上 10 分以上又は薬用消毒薬に必要な時間浸漬とする。
- (3) 指導基準 7 (1) b の降園時には、登園時の確認事項以外に、服装、外傷及び清潔さを確認していること。
- (4) 指導基準 7 (3) の児童の健康診断の項目は、学校保健法施行規則第 4 条に準じて、身長、体重、座高、栄養状態、脊柱及び胸部の疾病及び異状の有無、視力、聴力、眼、耳鼻咽喉頭及び皮膚の疾患の有無、歯及び口腔の疾患の有無などである。
- (5) 指導基準 7 (4) a の職員の健康診断の項目は、労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条に準じて、既往歴、業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無、身長、体重、視力、色覚、聴力、胸部エックス線検査及び喀痰検査、血圧の測定、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、心電図検診などである。
- (6) 指導基準 7 (4) b の調理に携わる職員は、調理員、盛り付け者及び調乳を行う者等とする。
- (7) 指導基準 7 (7) c は、保育室以外での喫煙により煙草の煙が保育室に入らないことも必要である。

- (8) 指導基準7(8)安全確保については、①各室内に危険物を置かない、②放置物品がない、③暖房器具が固定されている、④燃焼部分を覆っている、⑤家具等の転倒防止、⑥棚等からの落下物防止等の措置がされていること。
- (9) 指導基準9(1)aの帳簿は、職員名簿(履歴書)、資格証明書、職員健康診断記録票、職員出勤簿、職員の雇用状況が分かる書類とする。
- (10) 指導基準9(2)の書類は、児童出席表、保育計画書、連絡帳、緊急連絡表、児童票とする。